

平成25年度老人福祉施設指導監査結果一覧

機関名 東部福祉保健事務所

実施機関	種別	実地・書面の別	実施年月日	経営主体	施設名	文書指摘事項			
						主眼事項	指摘内容	改善状況・今後の改善予定	
東部	養護老人ホーム	実地	平成25年12月5日	(福)鳥取福祉会	鳥取市なごみ苑	—	—	指摘事項なし	—
東部	軽費老人ホーム	実地	平成26年1月17日	(福)こうほうえん	ケアハウスいなば幸朋苑	—	—	指摘事項なし	—
東部	軽費老人ホーム	実地	平成25年12月17日 平成26年1月14日	(福)フォイボス	軽費老人ホーム里久の里	1	第2の1 (11)ア 施設の運営管理体制の確立	当期末支払資金残高は当該年度の運営費収入の30%以下の保有とすること。	今後は当該年度の運営日収入の期末支払資金残高が30%を超えないよう、施設整備積立金等に積立する。(平成26年3月4日提出)
東部	軽費老人ホーム	実地	平成25年12月4日 平成26年1月27日	(福)だんのさと	ケアハウス暖の里	1	第2の1 (2) 施設の運営管理体制の確立	経理規程は旧会計基準によるものであるにも関わらず、新会計基準で決算書類を作成していた。決算書類を作成する際は、現行の経理規程に基づいて作成すること。なお、経理規程の改定が必要であれば、早急に改訂すること。	改善状況報告において、「決算書類を旧会計基準によるものに訂正し、確認していただいた」とあり、税理士事務所の指導を受けることで、チェック体制は整備されたと言える。県における改善確認は継続調査中。
						2	第2の1 (11)エ 施設の運営管理体制の確立	入所者の立替金に対する現金支出が、総勘定元帳現金勘定に反映しておらず、簿外処理となっている。いかなる現金でも現金出納簿に計上し、総勘定元帳現金勘定に反映させること。	改善状況報告において、「いかなる現金でも現金出納簿に計上し、承認をもらう」とあり、税理士事務所の指導を受けることで、チェック体制は整備されたと言える。県における改善確認は継続調査中。
						3	第2の1 (11)エ 施設の運営管理体制の確立	ケアハウス暖の里及びケアハウス暖の里新館の預金口座が一つの通帳のため、お互いの経理区分の預金がマイナスになっている状態が見受けられる。双方の経理区分で預金を融通する場合は、収支計算上の資金異動の記載を行う経理処理を行うこと。 なお、預金口座を一つの通帳で管理する場合には、預金残高にかかる総勘定元帳との整合性を調整表等を作成し管理を行うこと。	改善状況報告において、「各サービス区分及び拠点区分間で預金を融通するときは、資金移動の経理処理を行っている」とあり、平成26年度の暖の里新館の実地監査において、確認する予定であったが、施設側から該当部分の証拠資料が提出されず、継続して調査を行っている。

実施 機関	種別	実地・書面の別	実施 年月日	経営主体	施設名	文書指摘事項			
						主眼事項	指摘内容	改善状況・今後の改善予定	
東部	軽費老人ホーム	実地	平成25年12月4日 平成26年1月27日	(福)だんのさと	ケアハウス暖の里新館	1	第2の1 (2) 施設の運 営管理体 制の確立	経理規程は旧会計基準によるものであるにも関わらず、新会計基準で決算書類を作成していた。決算書類を作成する際は、現行の経理規程に基づいて作成すること。なお、経理規程の改定が必要であれば、早急に改訂すること。	改善状況報告において、「決算書類を旧会計基準によるものに訂正し、確認していただいた」とあり、税理士事務所の指導を受けることで、チェック体制は整備されたと言える。県における改善確認は継続調査中。
						2	第2の1 (11)エ 施設の運 営管理体 制の確立	入所者の立替金に対する現金支出が、総勘定元帳現金勘定に反映しておらず、簿外処理となっている。いかなる現金でも現金出納簿に計上し、総勘定元帳現金勘定に反映させること。	改善状況報告において、「いかなる現金でも現金出納簿に計上し、承認をもらう」とあり、税理士事務所の指導を受けることで、チェック体制は整備されたと言える。県における改善確認は継続調査中。
						3	第2の1 (11)エ 施設の運 営管理体 制の確立	ケアハウス暖の里及びケアハウス暖の里新館の預金口座が一つの通帳のため、お互いの経理区分の預金がマイナスになっている状態が見受けられる。双方の経理区分で預金を融通する場合は、収支計算上の資金異動の記載を行う経理処理を行うこと。 なお、預金口座を一つの通帳で管理する場合には、預金残高にかかる総勘定元帳との整合性を調整表等を作成し管理を行うこと。	改善状況報告において、「各サービス区分及び拠点区分間で預金を融通するときは、資金移動の経理処理を行っている」とあり、平成26年度の暖の里新館の実地監査において、確認する予定であったが、施設側から該当部分の証拠資料が提出されず、継続して調査を行っている。
東部	軽費老人ホーム	実地	平成25年11月21日	(福)親誠会	ケアハウスひまわり鳥取	1	第2の1 (11)エ 施設の運 営管理体 制の確立	利用者の利用料の窓口現金を、金銭出納簿で管理しているが、総勘定元帳現金勘定に反映しておらず、結果的には簿外のような処理となっている。窓口現金出納簿に計上し、総勘定元帳現金勘定に反映させること。	利用者の窓口現金について、金銭出納簿で管理し総勘定元帳現金勘定に記帳するよう、チェック体制を整えた。平成25年度分については、決算時に訂正仕分により総勘定元帳に反映した。
東部	軽費老人ホーム	書面	—	(福)あすなろ会	ケアハウスあすなろ	—	—	指摘事項なし	—
東部	軽費老人ホーム	書面	—	(福)ふれあい	軽費老人ホーム岩井長者寮	—	—	指摘事項なし	—
東部	軽費老人ホーム	書面	—	(福)こうほうえん	ケアハウス新しいなば幸朋苑	—	—	指摘事項なし	—
東部	軽費老人ホーム	書面	—	(福)やず	ケアハウスすこやか	—	—	指摘事項なし	—

平成25年度老人福祉施設指導監査結果一覧

機関名 中部総合事務所福祉保健局

実施機関	種別	実地・書面の別	実施年月日	経営主体	施設名	文書指摘事項					
						主眼事項	指摘内容	改善状況・今後の改善予定			
中部	特別養護老人ホーム	実地	平成25年12月19日	(福)みのり福祉会	倉吉スターロイヤル	1	第2の1(11)工施設の管理運営体制の確立	入所判定委員会委員への支出(5千円)について、規程を整備するなど支出根拠を明確にすること。 [指摘根拠]法人経理規程第24条の2	入所判定委員の報酬に関する規定を作成し、支出根拠を明確にします。 (平成26年4月1日より)		
中部	養護老人ホーム	実地	平成25年10月1日	(福)敬仁会	シルバー倉吉	—	—	指摘事項なし	—		
中部	養護老人ホーム	実地	平成25年9月10日	(福)鳥取県厚生事業団	母来寮	1	第1の1(2)入所者処遇の充実	退院後に病院と同様の身体拘束を行った利用者について、身体拘束実施時に「緊急やむを得ない場合」の判断等の記録が残されていなかった。実施から3日後に検討委員会の開催及び身体拘束に関する説明がされていたが、「緊急やむを得ない場合」に該当するかどうかの判断を身体拘束の開始前に行い、記録に残しておくこと。また、緊急やむを得ない場合に該当するかどうかの判断は施設全体としての判断が行われるように、からかじめルールや手続きを定めておくこと。 [指摘根拠]:「養護」16条第5項、「養護について」第1の8(2)・第5の3(3)、「身体拘束ゼロ作戦」	退院後、身体拘束の必要性について検討会を開催したが、その際、会議の経過や検討内容等の記録を残していませんでしたが、今後は、事前に身体拘束が必要か否かの検討会を開催し、その内容等を詳細に記録することとしました。 また、適切な判断、必要な手続きが行われるよう、現在の取扱要綱の見直しを行いました。		
								2	第2の1(11)工施設の管理運営体制の確立	前期末支払資金残高が0円であるので、本部への繰入金支出は不適正である。 [指摘根拠]:「運営費・局長通知」4	2、3については、平成24年11月29日に鳥取県福祉保健課による法人指導監査が行われ、その中で指摘があったものと同内容であり、改善報告も福祉保健課に行っているが、平成25年度からは改善に向けて取り組んでおり、平成26年度の新会計基準への移行の際には、適正な会計処理に改善する。
								3	第2の1(11)ウ施設の管理運営体制の確立	本部との資金移動が年度末に差額表示となって決算上で示されている。資金の移動について、相殺処理を行わないこと。 [指摘根拠]:会計基準5条	2、3については、平成24年11月29日に鳥取県福祉保健課による法人指導監査が行われ、その中で指摘があったものと同内容であり、改善報告も福祉保健課に行っているが、平成25年度からは改善に向けて取り組んでおり、平成26年度の新会計基準への移行の際には、適正な会計処理に改善する。

実施機関	種別	実地・書面の別	実施年月日	経営主体	施設名	文書指摘事項			
						主眼事項	指摘内容	改善状況・今後の改善予定	
中部	養護老人ホーム	実地	平成25年9月10日	(福)鳥取県厚生事業団	母来寮	4	第1の1(13)入所者処遇の充実	利用者預り金等管理規程第9条2項において、現金預り書(様式第6号)を交付しなければならぬと定めていながら、交付されていない。また、規程を改訂したと説明がりましたが、その処理もなされていない。規程を見直すか規程どりに実施するかどちらかにすること。 [指摘根拠]:母来寮 利用者預り金等管理規程	4月異動により担当者が交代し、引継ぎが十分ではなかったことにより利用者に対して様式6号の現金預り証を交付していなかったため、今後は規程どおり預り証の交付を徹底して行います。 「規程を改訂したと説明がりましたが、その処理もなされていない。」については、実地指導において、当方の説明が不十分でしたが、平成25年8月に規程を改訂した内容は、家族へ現金等を渡した場合の受領書様式を追加したものであります。 この改訂後に該当する事例はありませんが、今後、発生した場合には、規程に基づいた処理を行います。
中部	軽費老人ホーム	実地	平成25年11月26日	(福)みのり福祉会	関金インターケアハウス	1	第2の1(6)施設の管理運営体制の確立	施設長の変更届を提出すること。 [指摘根拠]:社会福祉法63条	変更届を1月9日に提出しました。今後も変更の場合、速やかに変更報告を行います。
						2	第2の1(6、7)施設の管理運営体制の確立	介護職員の発令が従業者の誰にもされておらず不在の状態になっている、生活相談員についても資格が確認できない者がいる。条例・規則を確認し、適正な雇用契約及び人員配置を行うこと。 [指摘根拠]:「県規則軽費」別表 職員配置	介護職員の発令を行うとともに生活相談員についても資格の有無を確認の上、適正に配置した。また雇用契約書の業務内容の変更も行いました。適正な職員配置か適正な職種配置となるように本部人事課と相談しながら適正に職員配置をしていきます。
						3	第1の1(7)ア入所者処遇の充実	感染症、食中毒及び熱中症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね3月に1回以上開催すること。 [指摘根拠]「県規則軽費」別表「サービスの提供」20(1)	1月9日に感染症委員会を開催する予定にしました。今後は四半期(1月・4月・7月・11月)ごとに行っていきます。
						4	第2の5事故発生時の対応	事故防止対策委員会を定期的で開催すること。 [指摘根拠]「県規則軽費」別表「事故等への対応」3(3)	今後は四半期(1月・4月・7月・11月)ごとに委員会を開催していきます。損害事故・自損事故・交通事故など、インシデント・ヒヤリハット・アクシデント事例を探索して精査をしていきます。
						5	第1の1(1)ウ入所者処遇の充実	入所者に対するサービスに関する計画を記録すること。 [指摘根拠]「県規則軽費」別表「記録の作成及び保存」1	全利用者のサービス計画書を作成しました。今後は入所の際のサービス計画・変更が起きたときのサービス計画の記録を適切に行っていきます。

実施機関	種別	実地・書面の別	実施年月日	経営主体	施設名	文書指摘事項			
						主眼事項	指摘内容	改善状況・今後の改善予定	
中部	軽費老人ホーム	実地	平成25年11月26日	(福)みのり福祉会	関金インターケアハウス	6	第2の5 事故発生時の対応 [指摘根拠]:「県条例軽費」別表「事故等への対応」2	入所者の処遇により事故が発生した場合、県にも報告すること。 [指摘根拠]:「県条例軽費」別表「事故等への対応」2	平成25年9月20日に発生したエレベーター事故について、監査後に事故報告を行いました。今後は事故が発生した場合は速やかに報告を行います。
						7	第1の1 (13) 入所者処遇の充実 [指摘根拠]「軽費について」第5 6(2)、「預り金規程」第2条2	入所者の金銭管理代行について、利用者の同意が確認できる記録がない。(自施設の規程に基づいた手続きがなされていない。) [指摘根拠]「軽費について」第5 6(2)、「預り金規程」第2条2	ご指摘を踏まえ入所者から規程に基づいた預かり金等管理依頼書をいただき施設長が確認しております。今後も入所者預り金管理規程に定められた事務を行います。
						8	第1の1 (13) 入所者処遇の充実 [指摘根拠]「預り金規程」第5条	預り金の払い出しにあたって、自施設の規程で定められている処理がなされておらず、複数の職員の確認がなされている記録がない。 [指摘根拠]「預り金規程」第5条	ご指摘を踏まえ出納職員2名が合議を行い施設長が最終確認しております。今後は、入所者預り金管理規程に定められた事務を適切に行ってまいります。
中部	軽費老人ホーム	実地	平成25年12月20日	(福)みのり福祉会	倉吉スターガーデン	1	第2の1 (11)エ 施設の管理運営体制の確立	ケアハウスの経費をデイサービスの経理区分より支出しており、年度末に経費をデイサービスへ返済できない1,305,707円を決算上でデイサービスからの経理区分間繰入金収入という勘定だけで相殺しているが、相殺処理は行わないこと。相殺処理を改めることについては、前回指摘事項と同様の趣旨のものである。再度指摘するので改善を図りたい。 [指摘根拠]:会計基準5条	デイサービスからケアハウスの経費を支出している件について、今後継続して立替金勘定科目によって経理処理を行います。また、相殺処理は行わず、期中期末とも普通預金により入支出金を行い、総額表示による経理処理を順守します。
						2	第2の1 (11)エ 施設の管理運営体制の確立	デイサービスの経理区分においてケアハウスの経費を支出しているが、その会計処理が経理区分間収入であったり、借受金であったり統一されていない。採用する会計処理の原則及び手続並びに計算書類の表示方法については、みだりにこれを変更しないこと。 [指摘根拠]:会計基準3条4号	採用する経理処理の原則及び手続並びに計算書類の表示方法については、みだりに変更しません。また、25年度以降は立替金で処理を行います。

実施機関	種別	実地・書面の別	実施年月日	経営主体	施設名	文書指摘事項			
						主眼事項	指摘内容	改善状況・今後の改善予定	
中部	軽費老人ホーム	実地	平成25年12月5日	(福)清和会	ケアハウスうつぶき	1	第1の1(7)ア 入所者処遇の充実	感染症、食中毒及び熱中症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね3月に1回以上開催すること。 [指摘根拠]「県規則軽費」別表「サービスの提供」20(1)	今年2月以降、3月に1回以上委員会を開催します。
						2	第2の5 事故発生時の対応	事故防止対策委員会を定期的に開催すること [指摘根拠]「県規則軽費」別表「事故等への対応」3(3)	今年2月以降、定期的に事故防止委員会を開催します。
						3	第2の1(11)エ 施設の管理運営体制の確立	それぞれの施設等ごとの経理区分が設けられているものの、通帳と帳簿の資金異動に整合性がなく、収支状況が経理区分内の事業活動のものか確認できない状況となっている。通帳残高と帳簿残高の整合性を図ること。なお、平成24年度の決算報告において、前期末支払資金残高が△49,695,172円に対し、当期末支払資金残高が53,041,788円となっているが、これについて、資金の流れやその理由等がわかるような資料を提出してください。 [指摘根拠]「会計基準」3(3)及び第3条、法人経理規程第5条第4項	25年度においては、通帳残高と帳簿残高は整合しています。資金残高に差異が生じた原因については、別紙のとおりです。
						4	第2の1(11)エ 施設の管理運営体制の確立	資金の異動がなされているのに、帳簿上で五千万円が相殺されてしまい、実際の資金異動を反映していなかった。計算書類に記載する金額は相殺処理をせず総額をもって表示すること。 [指摘根拠]「会計基準」第5条	会計事務所と協議し、適切な処理方法を検討します。
						5	第2の1(11)エ 施設の管理運営体制の確立	本部からケアハウスへの資産異動について、計算書類に注記を行うこと。 [指摘根拠]「会計基準」第40条第3号	今後同様のことがあれば、注記します。

実施機関	種別	実地・書面の別	実施年月日	経営主体	施設名	文書指摘事項			
						主眼事項	指摘内容	改善状況・今後の改善予定	
中部	軽費老人ホーム	実地	平成25年12月5日	(福)清和会	ケアハウスうつぶき	6	第2の1(11)エ 施設の管理運営体制の確立	償還寄付金について、1号基本金組入額に計上されているが、2号基本金組入額に計上すること。 [指摘根拠]「会計基準」第31条、「社援施第6号」1(10)	平成25年度決算では2号基本金に修正計上します。
						7	第2の1(11)エ 施設の管理運営体制の確立	毎日の現金出納終了後その残高と帳簿残高を照合すること。(照合した記録を残すこと。) [指摘根拠]:「社援施第6号」前文、「定款準則」(別紙2)、法人経理規程第28条	照合後、現金出納帳に押印するようにしています。
						8	第2の1(11)ウ 施設の管理運営体制の確立	当期末支払資金残高について、過大な保有となっているので、当該年度の運営費収入の30%以下の保有とすること。 [指摘根拠]「H16老発第0312001号」4、「H17第200500062408号県通知」	5月の理事会で承認を得て、施設整備積立金の積立てを行います。
中部	軽費老人ホーム	実地	平成25年11月19日	(福)福生会	ケアハウス三朝温泉三喜苑	—	—	指摘事項なし	—
中部	軽費老人ホーム	書面	—	(福)うわなだ福祉会	ケアハウス ラポム苑	—	—	指摘事項なし	—
中部	軽費老人ホーム	書面	—	(福)敬仁会	ケアハウス ル・サンテリオ	—	—	指摘事項なし	—
中部	軽費老人ホーム	書面	—	(福)親誠会	ケアハウスひまわり昭和町	1	第2の1(13) 施設の管理運営体制の確立	入所者預かり金を管理しているにも関わらず、監査調書では記載がまったくなく、金銭管理しているという認識が不十分と疑われる。ケアハウスとは別の事業所での記録で偶然に利用者預かり金を管理していることが分かったが、今後はこのようなことがあってはならないので嚴重注意する。 については、当該事案についての経過を説明されるとともに、他にも預かり金を管理している利用者がいないか全員について確認し、調書を再提出すること。また、ケアハウスの利用者預かり金の管理体制について、貴施設の規程に基づいた管理がなされているのか事情を説明されたい。 [指摘根拠]「軽費について」第5の6(2)	県のご指摘どおり、当法人の預かり金管理規程に基づき、管理依頼(別紙預かり金依頼書の通り)のあった通帳を認識不十分の為、未記載にしていました。この度の指導を重く受け止め、当法人の預かり金規程通り管理依頼があった通帳を含めた金銭等に関して、適正に管理をし、監査調書に記載をしていきます。(平成23年5月に通帳を預かっていたが、依頼書を提出してもらわずに預かっていたが、その必要性に気付いたために、平成24年5月22日付けで依頼書を徴収しました。)

実施 機関	種別	実地・書面の別	実施 年月日	経営主体	施設名	文書指摘事項			
						主眼事項	指摘内容	改善状況・今後の改善予定	
中部	軽費老人ホーム	書面	—	(福)立石会	みどり園	1	第2の1 (11)ウ 施設の管 理運営体 制の確立	当期末支払資金残高につい て、過大な保有となっている。 将来の発生が見込まれる経費 を見越して積立てする等によ り、当該年度の運営費収入の3 0%以下の保有とすること。 [指摘根拠]「H16老発第 0312001号」4、「H17第 200500062408号県通知」	当期末支払資金残高については、建物 改修費、備品取得費の経費として積立す ることにより、当該年度の運営費収入の 30%以下の保有とします
中部	軽費老人ホーム	書面	—	(福)立石会	第2ケアハウスみどり園	1	第2の1 (11)ウ 施設の管 理運営体 制の確立	当期末支払資金残高につい て、過大な保有となっている。 将来の発生が見込まれる経費 を見越して積立てする等によ り、当該年度の運営費収入の3 0%以下の保有とすること。 [指摘根拠]「H16老発第 0312001号」4、「H17第 200500062408号県通知」	当期末支払資金残高については、建物 改修費、備品取得費の経費として積立す ることにより、当該年度の運営費収入の 30%以下の保有とします

平成25年度老人福祉施設指導監査結果一覧

機関名 西部総合事務所福祉保健局

実施機関	種別	実地・書面の別	実施年月日	経営主体	施設名	文書指摘事項			
						主眼事項	指摘内容	改善状況・今後の改善予定	
西部	特別養護老人ホーム	実地	平成25年10月28日	(福)こうほうえん	介護老人福祉施設きんかい幸福苑	—	—	—	
西部	特別養護老人ホーム	実地	平成25年10月23日	(福)寿耕会	チロルの里特別養護老人ホーム	1	第1の1 (2) 入所者処遇の充実	身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。 【特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準第15条第5項】 【特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準について第4の3(2)】	主治医の指示書を発行し、要否検討書にてやむを得ない事由を明記、それをもとに身元引受人へ説明し同意書に署名・捺印を頂く。 身体拘束開始後は、毎日拘束時間の様子を記入し、身体拘束廃止委員会にて改善できるところを話し合い、解除に向けて取り組む。
						2	第2の1 (3) 施設の運営管理体制の確立	入所に関する検討記録が作成されていなかった。 【指定介護老人福祉施設の入所に関する指針について】	今後行う入所選考委員会においては、詳細を明確にした会議録を残す。
						3	第1の1 (1) 入所者処遇の充実	自ら処遇の質の評価を行い、常にその改善を図ること。 【特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準第15条第6項】	平成26年度を目処に自己評価及び福祉サービス第三者評価等を用いてサービスの向上に努める。
						4	第1の1 (1) 入所者処遇の充実	入所者の処遇に関する計画については、計画実施前に同意を得ること。 【特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準第14条】 【特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準について第4の2】	プラン終了の2週間前にモニタリングを行い、1週間前にカンファレンス、5日前にはプランを作成し、家族に連絡、署名・捺印を依頼している。 さらに、入所者の認定期間とケアプランの期間をまとめた表を作成するとともに、個別にカンファレンス、モニタリング、計画作成日を記入した表を作成し、プラン作成が遅れない対策を行っている。

実施 機関	種別	実地・書面の別	実施 年月日	経営主体	施設名	文書指摘事項			
						主眼事項	指摘内容	改善状況・今後の改善予定	
西部	特別養護老人ホーム	実地	平成25年10月23日	(福)寿耕会	チロルの里特別養護老人ホーム	5	第1の1 (7) 入所者処 遇の充実	平成24年度まで浴槽水水質 検査を行っていなかった。 【特別養護老人ホームの設備 及び運営に関する基準第26条 第1項】 【特別養護老人ホームの設備 及び運営に関する基準につい て第4の12(1)】	平成25年度より浴槽水水質検査を年2回 行うこととする。1回目は検査済み。2回目 に関しても平成25年度内に行う予定にし ている。
						6	第2の1 (12) 施設の運 営管理体 制の確立	地域の住民やボランティア団体 等との連携及び協力を行う等、 地域との交流に努めること。 【特別養護老人ホームの設備 及び運営に関する基準第30条 第1項】 【特別養護老人ホームの設備 及び運営に関する基準につい て第4の16(1)】	連携や交流に係る記録が残っていなかつ た為、今後は「行事实績確認書」にて記 録を残すようにする。 江府町と協力し、より多くのボランティア 団体との連携に結び付ける。
西部	軽費老人ホーム	実地	平成25年9月11日	(福)宏平会	福原荘	1	第2の1 (4) 施設の運 営管理体 制の確立	軽費老人ホームA型の生活相 談員の配置について、常勤換 算方法で1以上確保すること。 【軽費老人ホームの設備及び 運営に関する基準附則第6条 第1項】	今後は、施設長が生活相談員を兼務す ることで、常勤換算1を確保する。
西部	軽費老人ホーム	実地	平成25年9月17日	(福)こうほうえん	ケアハウスよなご幸朋苑	—	—	指摘事項なし	—
西部	軽費老人ホーム	実地	平成25年9月26日	(福)和貴	ケアハウスかずき	—	—	指摘事項なし	—
西部	養護老人ホーム	書面	—	(福)鳥取県厚生事 業団	養護老人ホーム鳥取県立 皆生尚寿苑	—	—	指摘事項なし	—
西部	軽費老人ホーム	書面	—	(福)敬仁会	ケアハウスル・ソラリオン 名和	—	—	指摘事項なし	—
西部	軽費老人ホーム	書面	—	(福)こうほうえん	ケアハウスさかい幸朋苑	—	—	指摘事項なし	—
西部	軽費老人ホーム	書面	—	(福)こうほうえん	ケアハウスなんぶ幸朋苑	—	—	指摘事項なし	—
西部	軽費老人ホーム	書面	—	(福)大徳会	玉真園	—	—	指摘事項なし	—
西部	軽費老人ホーム	書面	—	(福)いずみの苑	ケアハウスいずみの苑	—	—	指摘事項なし	—
西部	軽費老人ホーム	書面	—	(福)宏平会	ケアハウス大山のふもと	—	—	指摘事項なし	—
西部	軽費老人ホーム	書面	—	(福)真誠会	ケアハウスリバーサイド	—	—	指摘事項なし	—